

# NewsLetter

## | GENERAL TOPICS

- 1 .... 特許法院に外国語弁論可能な国際裁判部設置
- 1 .... 韓国型特許審査、世界に知らせる

## | PATENTS

- 1 .... ノキア、5 G 研究のための A T C、世界初韓国に設立
- 2 .... 半導体・ディスプレイ業界、「センサ」技術確保に総力…技術主導権の争奪戦開始
- 2 .... フレキシブル電源供給技術
- 3 .... 上半期の医薬品特許リスト掲載現況
- 4 .... ファイザー、PREVENAR 13、特許無効訴訟で勝訴
- 4 .... 健保公団、「ジェネリック談合」G S K – 東亜 S T に勝訴

## | TRADEMARKS

- 5 .... 中国商標の韓国出願、急増中
- 6 .... 特許法院、“AMERICAN UNIVERSITY”の構成自体の識別力を認定
- 7 .... ハンミ薬品、バイアグラ立体商標権に対する不使用取消審判にて勝訴

## | GENERAL LAW

- 8 .... 公正取引委員会、マイクロソフト-ノキア企業結合最終承認
- 9 .... 大法院‘淫乱動画も著作権保護対象’であると判決
- 10 .... 個人情報保護法違反会社を初公開

## | LEE NEWS

- 12 .... ライズエデュケーション코리아と譲渡契約締結式
- 12 .... New Member : Timothy E. Trinkka 弁護士, 金翰會 弁護士

# GENERAL TOPICS

## GENERAL TOPICS

### 特許法院に外国語弁論可能な国際裁判部設置

大法院がアジアで初めて特許法院に「国際裁判部」を設置することにした。大法院「IP (Intellectual Property) ハブコート (hub court) 推進委員会 (委員会)」は、国際裁判部を設置するという内容などに合意し、議決文を採択し、翌年2月に国際裁判部の設置を目指して予算確保などの準備作業を推進する計画である。

国際裁判部 IP ハブコート推進委は、議決文で、国際裁判部の法廷用語として英語を許可して外国語弁論を可能とし、関連書類と証拠なども外国語で提出することができるようにした。判決文もハングルと英文などの外国語と一緒に提供することにした。当事者論争ではない、裁判部訴訟指揮等は国語で行い、英語で同時通訳を提供することにした。大法院は外国居住当事者と証人の遠隔映像証言も推進することにした。

### 韓国型特許審査、世界に知らせる

特許審査期間が10ヶ月で、最高水準である「韓国型特許審査」の事例をはじめ国内の特許紛争判例などが海外の主要大学に提供される。

**2日**、特許法院によれば、特許法院は、20

14年から米国のコロンビア大学、ワシントン大学、ハーバード大学など、主要大学と業務協約 (MOU) を結んで、韓国特許法と特許訴訟事例集などの関連資料を英語で翻訳して供給している。

特許法院は、去る2010年、ハーバード大学とのMOUをはじめとして、「拠点図書館」制度を開始した。米国大学内に韓国図書館を作って、年2回ずつ国内特許訴訟及び法律資料集を更新して提供する。以後、2014年には提携大学を拡大して継続的にデータを供給している。非英語圏国の中では最初であることが分かった。

グローバル法律検索サイトである「ウエスタンロー (WesternLaw)」ともMOUを締結して、グローバル特許紛争の際に国内判例と論文をウエスタンローで検索してみることができるようにした。ウエスタンローの提携範囲は年内に拡大される予定である。

その他にも特許法院は、**来る10月**、韓国を含むIP55カ国の主要裁判とオピニオンリーダーを招請してIPコンファレンスを**開催する予定である。**

## PATENTS

### ノキア、5G研究のためのATC、世界初韓国に設立

ノキアが5世代 (5G) 移動通信とモノのインターネット (IoT) 技術を集中的に研究する未来技術研究所 (ATC: Advanced Technology Center) を7月1日に韓国に設立した。ノキアが海外に未来技術研究所を設立したのは初めてである。

ATCは、非免許帯域を活用するLTE-U、多重アンテナ (Massive MIMO)、高周波帯域活用など、LTEアドバンスド (LTE-A) と5G研究を進める。モノのインターネットに使用するLTE-M、公共安全LTE (PS-LTE) も主要研究対象である。移動通信会社や大企業だけでなく、中小企業もATCを訪問して新しい通信技術と装備をテストすることができる。

ノキアは、移動通信3社と協力して年内5GテストベッドをATC内に構築する計画である。現在使っているLTEと全く異なる新しい無線接続技術を6GHz以上高周波帯域で試験する。ATC設立をきっかけに国内ネットワーク市場への投資を拡大し他の企業との協力も強化する方針である。

### 半導体・ディスプレイ業界、「センサ」技術確保に総力…技術主導権の争奪戦開始

半導体・ディスプレイ業界がセンサ技術の移転を受けたり提携を通じて関連技術を確認するなど、センサ技術の確保に乗り出した。モノのインタ

ーネット (IoT)、ウェアラブル時代の核心技術として浮上したセンサ分野で技術主導権を取るためである。従来の半導体・ディスプレイ分野の技術と融合すると、より差別化した製品開発が可能となり、新事業の必須領域となっている。半導体リードフレームメーカーのヘソンDSは、最近、韓国電子部品研究院と複合センサ技術関連の移転契約を終えて追加の商用化のための技術協力を進めている。ディスプレイ装備メーカーの未来カンパニーは、国内で初めて「ToF (Time of Flight)」技術を利用して3D (3次元) センサモジュールを開発し、STS半導体通信も超微細センサ技術を確認した。この他にも半導体検査装備メーカーのゴヨンテクノロジーはセンサ技術を活用して精密に手術部位を把握することができる手術用医療ロボット市場に進出した。

### フレキシブル電源供給技術

特許庁と韓国知識財産戦略院が発刊した「2014国家特許戦略青写真」レポートによれば、ウェアラブル機器活用性を極大化する「フレキシブル電源供給技術」が未来有望技術で選ばれた。

特に、「フレキシブルバッテリー」と振動や光など、捨てられるエネルギーを変換して使用する「フレキシブルエネルギーハーベスティング」技術が注目される。

# PATENTS

期待ほどフレキシブル電源供給技術関連の特許活動も活発である。2000年以後、継続的に出願されている。このような傾向はしばらく続く見通しである。

フレキシブルバッテリー分野は日本企業が技術開発をリードしてきた。この分野では、パナソニックが140個の出願特許を保有して最も多い。サムスンSDI（122件）とLG化学（88個）が続いており、三洋、ソニーも関連特許を多数有している。

フレキシブルエネルギーハーベスティング分野は、バッテリーと様相が大きく異なる。米国とスウェーデン企業が技術開発を主導している。シーメンス、カリフォルニア大学、GEなどが関連特許を集中出願しており、スウェーデンABBも技術開発に集中している。

## ・フレキシブルバッテリー技術の主要出願人

順位	企業名	国籍	出願件数
1	パナソニック	J P	140
2	サムスンSDI	K R	122
3	LG化学	K R	88
4	SANYO ELECTRIC	J P	67
5	SONY	J P	64

## ・フレキシブルエネルギーハーベスティング技術の主要出願人

順位	企業名	国籍	出願件数
1	SIEMENS	U S	47
2	ABB AB	S E	21

3	CANON	J P	19
4	Univ of California	U S	17
5	GENERAL ELECTRIC	U S	14

## 上半期の医薬品特許リスト掲載現況

韓国ヤンセンが今年上半期に食品医薬安全処の医薬品特許リストに最も多い特許を掲載したことが分かった。食品医薬安全処によれば、上半期に掲載された129件の医薬品特許のうち韓国ヤンセンが28件を記録した。

韓国ヤンセンは、tapentadol塩酸塩製剤である「Nucynta ER Tab.」20件、emtricitabine・tenofovir disoproxil fumarate・rilpivirine塩酸塩製剤である「Complera Tab.」7件、Bedaquiline fumarateである「Sirturo Tab. 100mg」1件を掲載した。

韓国武田製薬がalogliptin benzoate・pioglitazone塩酸塩の「Nesinamet Tab.」16件、Dexlansoprazole製剤の「Dexlansoprazole」2件など、計18件を掲載した。その後、GlaxoSmithkline Plc.と韓国MSDがそれぞれ7件を掲載した。GlaxoSmithkline Plc.は、Fluticasone Furoate・V I 複合剤の「Relvar」4件とインフルエンザ分割ワクチンの「Fluarix Tetra Pre-filled Syringe」1

件、eltrombopagolamineの「Revolade Tablet」2件などであった。韓国MSDは、ezetimibe・Atorvastatin Calcium三水化物複合剤の「Atozet Tab.」4件、etoricoxibの「Arcoxia Tab.」3件などであった。

韓国Novartisも6件を掲載し、東亜STと韓国ベーリンガーインゲルハイムが5件ずつ掲載した。特に東亜STは5件を掲載して国内製薬会社の中で最多を記録した。この他、韓国小野薬品工業をはじめ、韓国アストラゼネカ、韓国Menarini、韓国BMS製薬がそれぞれ4件ずつの特許を掲載した。

一方、上半期に特許を掲載した全32社のうち、外国会社は21社、国内会社は11社であった。

## ファイザー、PREVENAR 13、特許無効訴訟で勝訴

韓国ファイザー製薬が2015年6月、肺炎球菌ワクチンのPREVENAR 13に関する特許について特許審判院に提起された特許無効訴訟で勝訴した。

2013年10月、SKケミカルは韓国ファイザーの「多価肺炎球菌多糖類-タンパク質接合体組成物」特許（韓国特許第1298053号）について無効審判請求書を特許審判院に提出した。SKケミカルはPREVENAR 13

と構造が類似している肺炎球菌ワクチンの「NB P 606」を開発しており、NB P 606の商業化のために、障壁であったPREVENAR 13に対して無効審判を提起した。

特許審判院は、結合ワクチンの価数を増加させるほど免疫干渉現象が発生して、個々の抗原投与の場合に比べて免疫反応が低下することが知られており、どの血清型を抗原として選択し、どの担体タンパク質を使用するか、複数の抗原を接合させた場合、免疫干渉なしに、優れた免疫効果を得るのかを予測することは容易ではないので、韓国ファイザーの特許が新規性と進歩性があると判断した。

SKケミカルは特許法院に審決取消訴訟を提起した状態であり、韓国ファイザーはソウル地方法院にSKケミカルが肺炎球菌ワクチンの開発に対して特許侵害禁止仮処分申請を提起した状態である。

## 健保公団、「ジェネリック談合」GSK-東亜STに勝訴

健康保険公団が多国籍製薬会社と国内製薬会社間の「ジェネリック談合」により被害を受けたとして提起した損害賠償訴訟で勝った。

2015年8月、ソウル西部地法はGSKと東亜STの両社は、健保公団に8億6千700万ウォンを賠償するよう判決した。健保公団が両社を相手取り出した12億8千500



# TRADEMARKS

万ウォンの損害賠償訴訟で勝訴したのである。G S Kは、2000年、抗嘔吐薬の「Zofran」のジェネリックである東亜S T（当時、東亜製薬）の「オングロン」がZofranの特許を侵害したとし、特許訴訟を提起した。Zofranは、化学療法又は放射線療法に伴う嘔吐、手術後の嘔吐を予防・治療する医療用医薬品である。この過程で、G S Kは東亜S Tがオングロンを市場から撤退する条件で、東亜S Tに新薬販売権と独占権、インセンティブを与えることに合意した。

すると、公正取引委員会が、このようなジェネリックの生産・販売・談合に乗り出した。公正取引委員会は、2011年、両社の行為を公正取引法違反行為と議決し、G S Kに31億ウォン、東亜S Tに21億ウォンの課徴金を賦課した。両社は、これに対して公正取引委員会を相手取り是正命令などの取消請求訴訟を出したが、法院は最終的に公正取引委員会に軍配を挙げた。大法院は2014年2月に両社の合意が公正取引法違反に該当すると判決した。

これに力づけられて健保公団も2014年9月末、1) Zofranとオングロンの価格差ほど保険財政をさらに支出して財務上の損失を被った点、及び2) オリジナル医薬品であるZofranに比べて安価なジェネリック医薬品のオングロンの市場撤退により消費者が安価な薬を選択することができなくなった点を挙げて損害賠償訴訟を提起した。

現在、G S Kと東亜S Tは1審判決に控訴し

た状態である。

## TRADEMARKS

### 中国商標の韓国出願、急増中

特許庁によると、最近5年間の中国の韓国に対する商標出願を分析した結果、去る2010年の1246件から昨年には2622件と2倍以上に増えた。

中国の韓国特許出願方式は、'韓国内直接出願'と'マドリッド国際出願'の二通りであり、マドリッド国際出願の場合、2010年の672件から昨年の794件へと緩やかな増加傾向を見せているのに対し、同期間における韓国内直接出願は、574件から1823件と5年間に3倍以上急増したことがわかった。

中国の韓国商標出願が増加したのは、2010年以降韓-中自由貿易協定(FTA)交渉が進められたことと無関係ではなく、中国の韓国商標出願の増加は、FTAを通しゲーム著作物の権利保護が強化されたことと、韓国ドラマ、K-POP、e-スポーツ等の韓流熱風が後押しとなり、ファッション、美容、ゲームのメッカとして浮上した韓国をマーケティング戦略地として選択したためと考えられる。

中国が出願する商品としては、電気、電子機器及びゲーム著作物が1894件で最も多く、これに続いて、衣類、履物、帽子等のファッション商品(1663件)、せっけん、化粧品(874件)、広告及び卸小売業(851件)、かばん等の皮革製品(702件)の順となった。

最近5年間の外国からの韓国商標出願は、アメリカが31,823件(27.3%)で最も多く、日本(17.2%)、中国(9.3%)、ドイツ(7.6%)、フランス(5.5%)等がその後が続いている。

### 特許法院、“AMERICAN UNIVERSITY”の構成自体の識別力を認定

アメリカの'アメリカンユニバーシティ'が、“AMERICAN UNIVERSITY”という商標を第41類の“providing courses of instruction at the college and graduate levels 等”に対し出願(以下、“本件商標”とする)したところ、特許庁及び特許審判院は、本件商標はアメリカを指し示す顕著な地理的名称である“AMERICAN”と、指定サービス業の提供主体又は業種を表示する“UNIVERSITY”の結合のみからなる商標なので、商標法第6条第1項第4号及び第7号に該当するという理由で、本件商標の登録を拒絶した。

出願人であるアメリカンユニバーシティがこのような

# TRADEMARKS

特許審判院の審決に不服して特許法院に審決取消訴訟(2015ホ642)を提起したところ、特許法院は次のような理由で、本件商標はその構成自体としての識別力が認められるので商標法第6条第1項第4号及び第7号に該当しないと判断した。

(1) 本件商標は原告が運営する本件大学の名称であり、本件大学の沿革、学生数、大学施設、国内外での周知度、ポータルサイトで検索される“AMERICAN UNIVERSITY”の実際の使用内訳等に照らしてみると、本件商標は指定サービス業である学校教育業及びこれに関する講座提供業、研究業等の一般需要者である学校教育サービスの提供を求める人々に、原告が運営する本件大学の名称として知られているとすることができる。

(2) さらに、地名と大学を結合して大学の名称を構成する事例はありふれたもので、普通の認知能力を持った一般需要者であれば、インターネット、百科事典等を通して得ることができる合理的な情報にもとづき、本件商標がそれ全体として本件大学の名称であることを容易に認識することができる。

(3) また、大学を設立するためには、施設、設備等の設立基準を備え、教育部長官の認可を得なければならない等、大学の設立、運営等に関しては法令の制限があり、このような設立

# TRADEMARKS

手続、設立資本等の制約により、学校教育等においては競争業者が制限的とならざるをえず、このような法令の制限により事実上同一名称をもった大学が存在することはなく、これを新たに開設することもできないので、競争業者が本件商標を使用する必要性は大きくないはずである。

(4) 実際、本件商標が原告以外の第三者が提供するサービスの識別標識として使用されることはなく、“アメリカ大学で提供される又はアメリカ式に進められる学校教育”を意味する用語として使用されていもない。


(5) むしろ、既に一般需要者に本件大学の名称として認識されている本件商標を競争業者が自由に使用する場合、需要者をして出所の混同を引き起こさせるはずである。


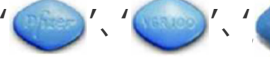
(6) 従って、本件商標は顕著な地理的名称である“AMERICAN”と学校の種類を指し示す“UNIVERSITY”が結合して“アメリカの大学”という観念を導き出すにとどまらず、不可分的に結合してそれ全体としてアメリカのワシントンD.C.に位置する本件大学の名称として一般需要者に認識され、新たな識別力を形成しているので、商標法第6条第1項第4号及び第7号に該当しない。

このような特許法院の判決に対し特許庁は、2015年8月25日付で大法院に上告して

いるので、大法院にてどのような判決が下されるか、その帰趨が注目されている。

## ハンミ薬品、バイアグラ立体商標権に対する不使用取消審判にて勝訴

ハンミ薬品株式会社がファイザープロダクツインクの立体登録商標（以下、“本件登録商標”とする）に対して提起した不使用取消審判にて、2015年7月22日付で勝訴審決を受けた。

ハンミ薬品株式会社は「ファイザープロダクツインクは”で登録を受けながらも実際には、のような形態（以下、“実使用商標”とする）で使用していた。これは登録商標との同一性が認められない使用なので、本件登録商標は不使用により取り消されなければならない」と主張した。

これに対して特許審判院は、次のような理由でファイザープロダクツインクの実使用商標は本件登録商標の使用として認められないと判断した。

実使用商標は、本件登録商標である青色の菱形形状の表面に“Pfizer”という文字を陰刻で表示し、裏面にはファイザープロダクツインクの広く知られた商標である“VIAGRA”の略字である“VGR”と薬剤の容量を示す数字“100”又は“50”をやはり陰刻で表示したものである。


ところで、(i)これらの文字は本件登録商標である“青色の菱形形状の錠剤”に陰刻され本件登録商標と一体不可分的に結合されており、(ii)分離不可能な結合により本件登録商標は、その形状から生成される“青色の菱形形状の錠剤”という観念とは異なる“ファイザー社のバイアグラ”という新たな観念を形成する。また、(iii)表面に刻まれた“Pfizer”は、ファイザープロダクツインクの商号にして、周知著名な別個の登録商標であり、(iv)裏面に刻まれた“VGR”はファイザープロダクツインクの周知著名な商標である“VIAGRA”の略語で“勃起機能障害治療用薬剤”等を指定商品とするファイザープロダクツインクの別個の登録商標であり、(v)これらの文字は実使用商標において青色の菱形形状に比べ強い識別力を有する部分である。これに対し、(vi)青色の菱形形状は経口用錠剤の一般的な色彩と形状として識別力がないか微弱である。

これらを総合的に考慮するとき、一般需要者及び取引者は青色の菱形形状を自他商品を識別する商標として認識するというよりは、錠剤の表面に表示された“pfizer”や“VGR”等の文字を識別標識として認識する可能性が大きいと言えるので、実使用商標が本件登録商標の同一性範囲内で使用された商標と見なすことはできない。

ファイザープロダクツインクはこのような特許審判

# GENERAL LAW

院の審決に不服し、2015年8月19日付で特許法院に審決取消訴訟を提起した(2015ホ5364)ため、特許法院にてどのような判決が下されるか、その帰趨が注目される。

また、ハンミ薬品は本件とは別途に同一な商標である本件登録商標に対し、識別力がないという理由で無効審判も請求して勝訴したが、これに対してもファイザープロダクツインクは特許法院に不服しているため、現在事件は特許法院にて係留中である(2014ホ7387)。

## GENERAL LAW

### 公正取引委員会、マイクロソフト-ノキア企業結合最終承認

[comment : MSが国内スマートフォン会社に対し特許使用料を引き上げる場合、究極的にはスマートフォン価格の上昇につながるおそれがあるが、同意議決を条件とした企業結合の承認は、消費者の利益を保護する効果を期待することができると思われる。]

公正取引委員会がマイクロソフト(MS)のノキアモバイル事業部門引受を最終的に承認した。

MSがノキア携帯電話端末機事業を引受ける契約を結んだのは2013年9月だ。MSはスマートフォンに使用されるアンドロイド運営体制(OS)関連特許を多数保有している企業だ。ノキアの引



# GENERAL LAW

受で直接携帯電話まで生産することになれば、競争者となる他の携帯電話製造社を対象に特許料を引き上げる等して、公正な競争を制限することができるというおそれがあった。

MSは国内で企業結合の承認を得るため‘不正取引是正方案’を提出するとともに、同意議決を申請した。これに対して公正取引委員会は、2015年2月4日に同意議決手続を開始し、同8月24日にMSの特許乱用可能性を遮断する内容の‘同意議決’を条件として、MSとノキア携帯電話端末事業部門の起業結合を最終的に承認したことを明らかにした。

公正取引委員会が企業結合審査に同意議決制度を適用したのは今度が初めてだ。同意議決とは、該当企業が不公正行為を防止するための対策を提案する場合には、公正取引委員会がその違法性の有無を判断しないという制度だ。

MSは次のような同意議決是正方案を遵守することにした。

① MSは標準必須特許(SEP：国家や協会が認める標準が特許となったもの)の使用権を、‘公正かつ合理的で非差別的な方式により誰にでも提供する’というFRAND原則を守る。

② MSは国内のスマートフォンだけでなく、タブレットPC製造社に対しても、SEPを侵害したという

理由をもって国内外で販売・輸入禁止訴訟を提起しない。

③ MSはSEPライセンスを競争会社に提供することを条件に相手方の特許を要求することはしない。

④ MSは標準化機構が採択していない非標準特許(non-SEP)に関しては、国内スマートフォン・タブレットPC製造会社から受け取る特許料水準を引き上げない。

## 大法院‘淫乱動画も著作権保護対象’であると判決

[Comment：刑法等の法律の制裁を受ける淫乱映像であるとしても、思想や感情を創作的に表現したものであれば著作権法保護を受けることができるという判決により、淫乱動画に対する著作権の保護範囲が拡大されることが期待される。]

淫乱動画も著作権保護対象なので、これを不法に共有する場合、著作権法違反嫌疑により処罰することができるという大法院初の判決が出た。

大法院刑事1部(主審：コ・ヨンハン大法官)は、インターネットファイル共有サイトに著作権者の同意なしに動画をアップして収益を得た嫌疑(著作権法違反)で起訴されたジョン某氏に対す

る上告審(2011ド10872)にて、罰金300万ウォンと追徴金1176万ウォンを宣告した原審を11日に確定した。

裁判部は「淫乱な内容の映像著作物も著作権法上の著作物として保護されることができ、これにもとづきジョン氏の有罪を認めた原審は正しい」と明らかにするとともに、「著作権法の保護対象となる著作物は‘創作的な表現形式’を有していれば十分であり、その表現されている内容、即ち思想又は感情それ自体の倫理性の如何は問題とならない」と説明した。

また、釜山地方法院民事14部(キム・ヒョンチョン部長判事)は、日本の動画製作会社15社とこれらの会社から映像発行権を得た韓国の会社が、国内のファイル共有サイト運営者であるD社を相手取って出した‘映像物複製等禁止’仮処分申請を受け入れたことを明らかにした。

裁判部は、D社が運営するインターネットサイト5ヶ所にて該当日本会社が製作した映像4千余件の複製又は伝送を中断せよと決定した。

裁判部は「該当映像に男女の性行為場面が出てくる等、淫乱な内容を含む映像物ではあるが、著作権法上の著作物として保護される」とし、「該当サイト会員が映像をダウンロードして保存すれば‘複製権侵害’に、映像を該当サイトにアップして他の者がダウンロードできるようにすれば伝

# GENERAL LAW

送権侵害’に該当する」と判示した。また、裁判部は「D社はサイト会員が映像製作会社の許可なしに映像をアップしたり、ダウンロードするという事実を知りながらも、ポイント積立等によりそのような行為を助長した」とし、「該当著作物の不法伝送を遮断する技術的な措置をとらなければならない」と付け加えた。

## 個人情報保護法違反会社を初公開

[Comment：個人情報保護が強化されている点を考慮するとき、個人情報保護処理者に対しては、個人情報の収集、処理、提供に関する内容だけでなく、安全性確保の措置等に対し法令を遵守しているか否かについても周期的に点検が必要なものと思われる。]

昨年カード業界で起きた個人情報大量流出事故の後続措置に従い、個人情報保護法違反会社の実名が初めて公開された。行政自治部は個人情報保護の義務を履行しない未来医療財団(未来メディカルセンター)に過料1,600万ウォンを今年3月に賦課したと18日明らかにした。

健康検診専門医療機関である未来医療財団は、管理者ページ接続手段として‘専用線’や‘仮想施設網’(VPN)のような保安技術を適用しなかった。また、ホームページの会員加入手続のうち、同意を拒否しても不利益はないことを利用者に公知しない等、個人情報保護法に規定さ

# GENERAL LAW

れた義務4件に違反していることが行政自治部の点検で明らかになった。

昨年行政自治部は、「未来医療財団がホームページに会員の健康検診結果や相談内容等の個人情報を露出させた」という請願を受け付けた後に実態点検を行い、このような違反事実を摘発、過料を賦課したのに続き、行政処分事実を

公表した。個人情報保護法違反会社の実名公開は、同制度が導入された2011年以後初めてのことだ。

個人情報保護法による「個人情報の安全性確保措置基準(行政自治部告示第2014-7号)」の主要内容は次の通りである。

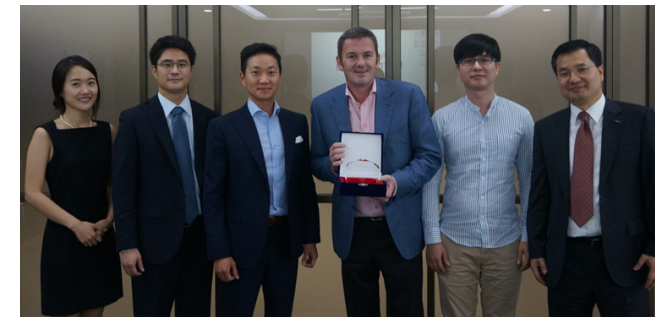
区分	個人情報の安全性確保措置基準告示
内部管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部管理計画の樹立・施行 (§3①)</li> <li>内部管理計画の修正履歴管理 (§3③)</li> </ul>
接近権限管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報処理システム接近権限を必要最小限の範囲に差別化 (§4①)</li> <li>人事異動時に即接近権限変更抹消、内訳記録3年間保管 (§4②,③)</li> <li>個人情報取扱者別に一個の使用者アカウントを発給及び共有禁止 (§4④)</li> </ul>
暗号番号管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗号番号作成規則の樹立 (§5)</li> </ul>
接近統制システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>接近統制システム設置、運営(侵入遮断システム、侵入探知システム含む) (§6①)</li> <li>外部接続時には仮想私設網(VPN)、専用線等の安全な接続手段を適用 (§6②)</li> <li>個人情報が閲覧権限のない者に公開、流出されないように、システム及びコンピューターを措置 (§6③)</li> <li>業務用コンピューター網を利用して個人情報を処理した場合、接近統制システム適用除外 (§6④)</li> </ul>
個人情報暗号化	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗号化対象：固有識別情報、暗号番号、バイオ情報 (§7①)</li> <li>暗号化基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-情報通信網送受信時暗号化 (§7②)</li> <li>-暗証番号、バイオ情報保存時暗号化(暗号番号は一方暗号化) (§7③)</li> <li>-固有識別情報はインターネット区間、DMZ区間保存時に暗号化、内部網区間保存時の危険度分析結果により、暗号化するかないか及びその範囲を決定 (§7④⑤)</li> <li>-安全な暗号化アルゴリズム適用 (§7⑥)</li> </ul> </li> </ul>
接続記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報処理システム接続記録は最少6ヶ月以上保管管理 (§8①)</li> <li>接続記録が偽・変造、盗難、紛失されないように安全に保管 (§8②)</li> </ul>
保安プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンソフトウェア等、保安プログラム設置、自動又は一日一回以上のアップデート、保安アップデート公知時に即アップデート実施 (§9)</li> </ul>
物理的保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の物理的保管場所に対する出入統制手続 (§10①)</li> <li>書類、補助保存媒体等は 施錠装置のある安全な場所に保管 (§10②)</li> </ul>

# LEE NEWS

## LEE NEWS

### ライズエデュケーションコリアと譲渡契約締結式

2015年8月13日、世界最大の教科書出版社であるHMH(Houghton Mifflin Harcourt)の系列社だったライズグローバル (Rise Global)社の国内外国人投資法人である株式会社ライズエデュケーションコリアが、国内英語教育会社である LCIキッズクラブの竹田キャンパスの営業及び資産全部を譲り受ける譲渡契約締結式が当所にてありました。ミン・ジュンギ弁護士が主導する諮問チームがライズエデュケーションコリアを代理して進めた三つ目の学院引受のケースで、当所の諮問チームは法律実査、主要契約書の作成、締結及びクロージング業務等、全般的な法律諮問を提供しました。



調印式後にライズグローバル関係者とともに記念撮影に臨むジョ・ギルウォン弁護士(右端)、ミン・ジュンギ弁護士(左から三人目)、ヤン・ウォンジェ弁護士(左から二人目)、キム・ヒョナ弁護士(左端)

### New Member : Timothy E. Trinkka, 金翰會



#### 外国弁護士/米国弁理士, Timothy E. Trinkka

Timothy E. Trinkka 弁護士は、リ・インターナショナル特許法律事務所のシニア外国弁護士であり、ソウルで25年以上、外国

弁護士として働きました。Trinkka 弁護士は、アジア、ヨーロッパ及びアメリカで企業、商業および金融取引に参加しました。Trinkka 弁護士の注力分野は、北東アジアの不動産建設、金融、開発および処分です。彼は、フランチャイズ及び技術ライセンスを含むジョイントベンチャーと販売契約にかなりの経験を持っています。Trinkka 弁護士は、1979年にアイオワ大学でB.A. 学位及び1982年にジョン・マーシャルロースクールでL.D. 学位を取得し、1983年にはオーストリアのザルツブルク大学で高級国際法を修了しました。

#### 外国弁護士/米国弁理士, 金翰會



金翰會 弁護士は、リ・インターナショナルの外国法律コンサルタントであり、カリフォルニア州弁護士です。金 弁護士は弁護士になる以前、



# LEE NEWS

コンピューターソフトウェア分野で20年間研究開発業務に従事し、専攻はユーザーインターフェース及び認知科学分野でした。アップル社のマッキントッシュプロジェクトを始めたJefRaskinと共同創業する等、シリコンバレーにて活動していました。金翰會弁護士は、リ・インターナショナルにてソフトウェア分野の特許出願及び訴訟を含む先端技術関連知的財産権事件を主に担当しており、豊富な技術開発及び事業経験が当該分野における業務に大いに役立っています。



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率のもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。